別図３

○国家公安委員会告示第二十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十四年六月二十五日付けをもつて次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月十三日　国家公安委員会委員長　松原　仁

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N12―42	ＹＳ―22ハイブリッド ＹＳ22Ｅ―01	有限会社バイク技術研究所 東京都八王子市大塚289―35
交　N12―43	ＮＹ433 ＥＮＹ433	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N12―44	折りたたみ電動アシスト自転車20インチ ＫＨ―ＤＣＹ03	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598―11
交　N12―45	電動アシスト自転車24インチ ＫＨ―ＤＣＹ02	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598―11
交　N12―46	ＣＹＣＯＯ26タウン３ＳⅡ ＴＤＦ―14Ｚ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３―101号
交　N12―47	ＣＹＣＯＯ26ＡＬ３Ｓ ＴＤＦ―12Ｚ	株式会社ＰＥＬＴＥＣＨ 大阪府堺市堺区翁橋町２丁３番３―101号
交　N12―48	電動アシスト自転車 ＴＡＳＫＡＬ―Ｍ	神田無線電機株式会社 東京都港区芝２丁目７番17号住友芝公園ビル15階
交　N12―49	ﾄﾅｼｽ　ﾕﾙﾋﾟｭｰﾙ ＣＢＡＥＮ―Ｂ２	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３丁目11番４号

○国家公安委員会告示第二十六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十四年六月二十五日付けをもつて次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月十三日　国家公安委員会委員長　松原　仁

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A12―42	ＹＳ―22ハイブリッド ＹＳ22Ｅ―01	有限会社バイク技術研究所 東京都八王子市大塚289―35
交　A12―43	ＮＹ433 ＥＮＹ433	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13